



## 平成24年度 第1回 高松市景観審議会 資料

# ～ 高松市屋外広告物条例の改正に向けて ～

目 次	
<b>第1章 高松市屋外広告物条例改正の背景と目的</b> . . . . .	1
1 「美しいまちづくり条例」に基づく施策の展開 . . . . .	1
2 景観計画の概要（規制・誘導に関する部分） . . . . .	2
<b>第2章 高松市屋外広告物条例の内容</b> . . . . .	5
1 屋外広告物・屋外広告業とは . . . . .	5
2 屋外広告物に関するこれまでの経緯 . . . . .	5
3 屋外広告物の表示・設置に関する規制内容 . . . . .	6
4 屋外広告物の表示・設置に関する許可申請 . . . . .	8
5 屋外広告業の登録に関する基準 . . . . .	9
6 違反広告物の減少に向けた取組 . . . . .	9
<b>第3章 屋外広告物の設置状況等</b> . . . . .	10
1 屋外広告物の設置状況 . . . . .	10
2 屋外広告業の登録状況 . . . . .	10
<b>第4章 現行の屋外広告物条例における課題</b> . . . . .	11
1 市全域における屋外広告物の規制・誘導 . . . . .	11
2 地域特性に応じた許可基準の設定 . . . . .	11
3 既存不適格広告物への対応 . . . . .	12
4 違反広告物の減少に向けた取組 . . . . .	12
<b>第5章 今後のスケジュール（案）</b> . . . . .	13

平成24年5月23日(水)

高 松 市



# 第1章 高松市屋外広告物条例の改正の背景と目的

## 1 「美しいまちづくり条例」に基づく施策の展開

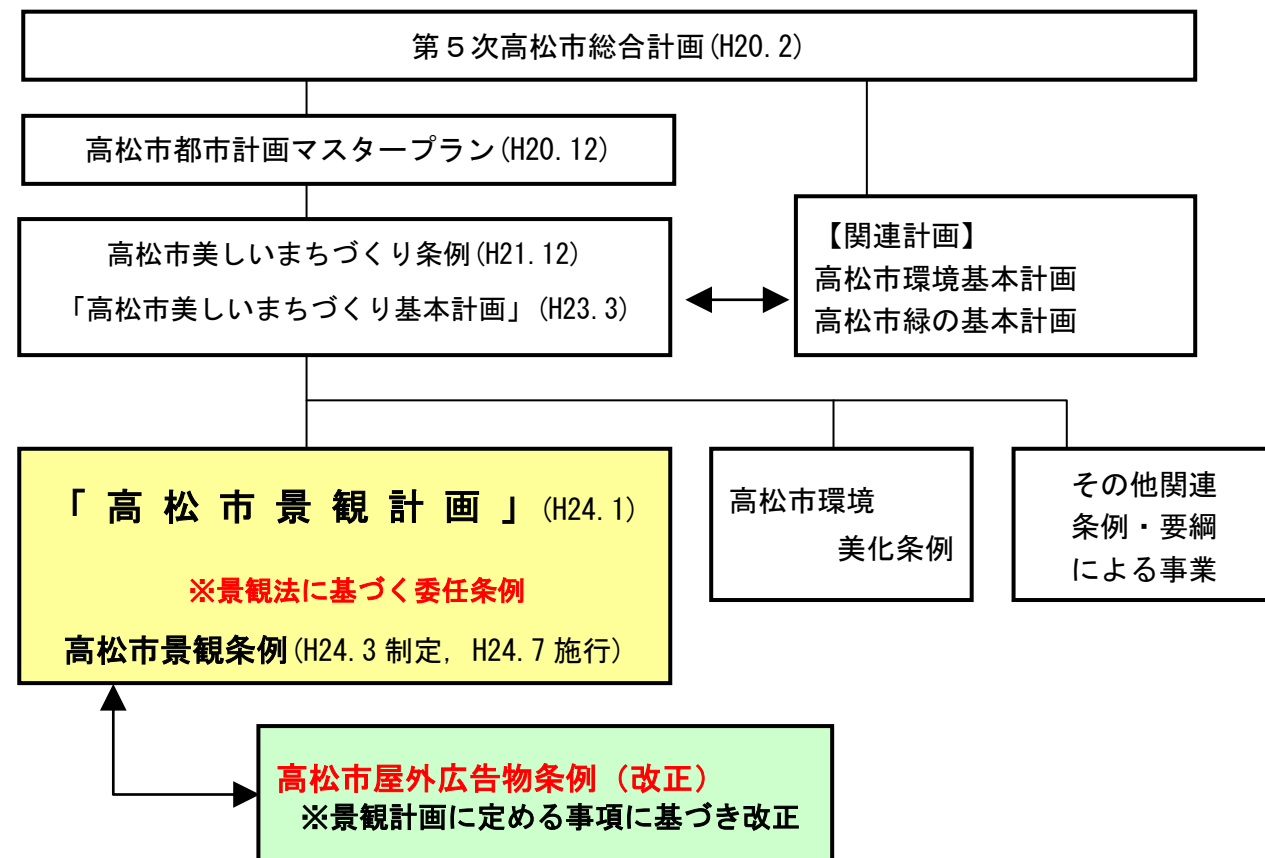
本市では、近隣6町との合併による市域拡大に伴う新たな地域資源や景観要素を生かし、さらに魅力ある美しいまちづくりの実現に向け、平成21年12月に、美しいまちづくりの理念を明確にするとともに、良好な都市景観と環境美化に関する施策を一体的に推進する基本条例として、「美しいまちづくり条例」を制定しました。

この条例に基づき、23年3月に美しいまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本市の景観形成の指針となる「美しいまちづくり基本計画」を策定しました。

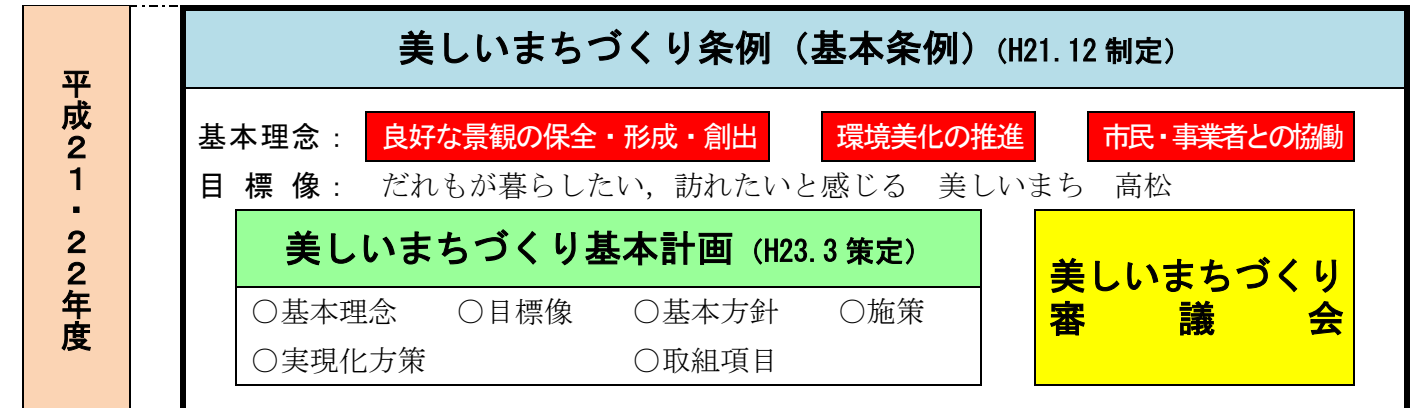
この基本計画に定める目標像「だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる 美しいまち 高松」の実現に向け、24年1月に景観形成に大きな影響を及ぼす建築行為に対し、形態・色彩・デザイン等に関する行為の制限など、景観法に基づく「景観計画」を策定するとともに、この景観計画に基づく行為の届出等、必要な事項を定めた「景観条例」を7月1日から施行することとしています。

また、都市空間を構成する重要な要素となる屋外広告物について、景観計画に定める屋外広告物の行為の制限に関する基本的な事項を踏まえ、屋外広告物条例の改正に向けた検討を行うなど、美しいまちづくり条例に基づく施策、事業を推進することとします。

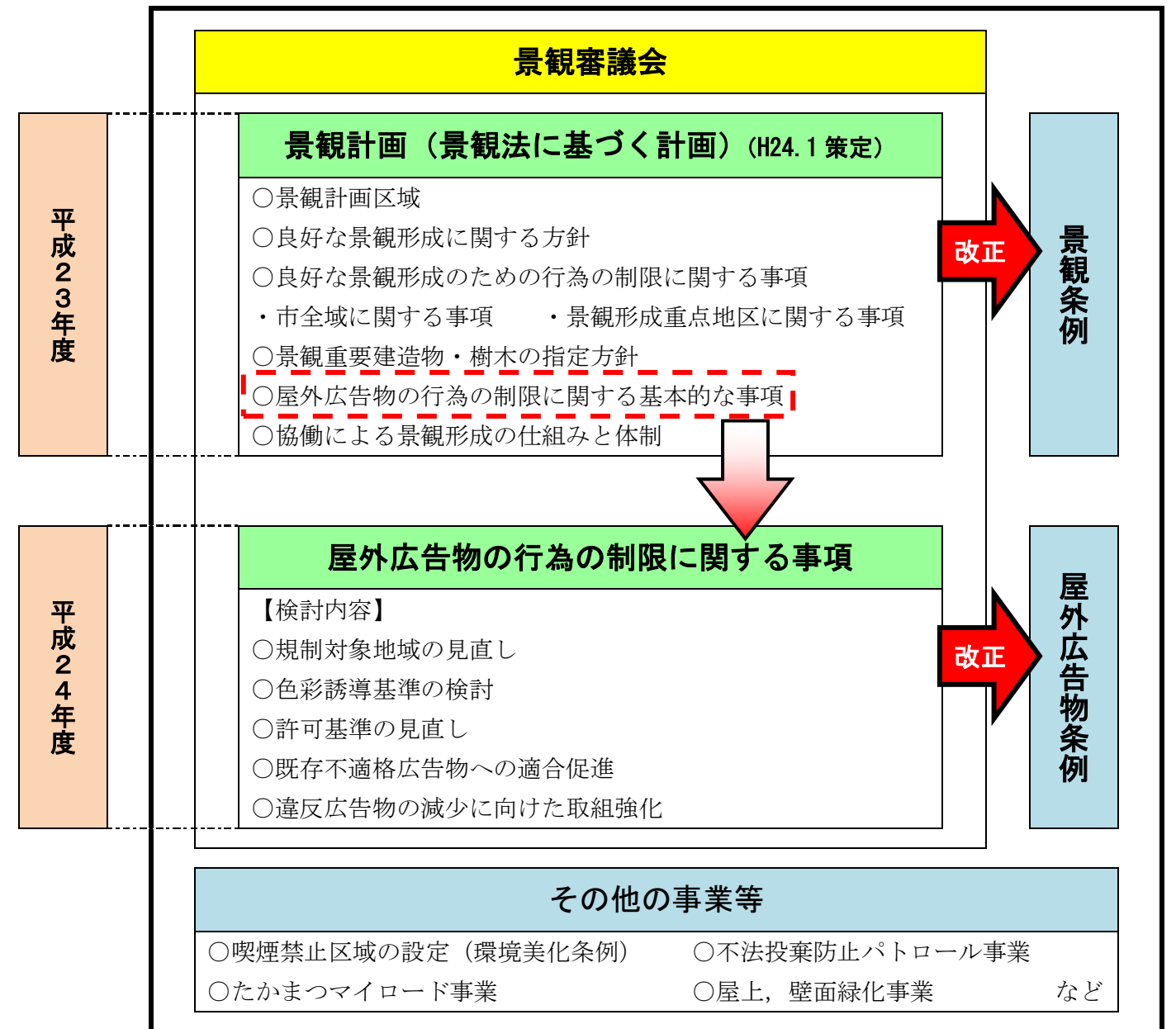
### ■高松市景観計画の位置づけ



### ■美しいまちづくり条例に基づく施策体系図について



### ▼ 基本計画に定める目標を推進するための方策 ▼

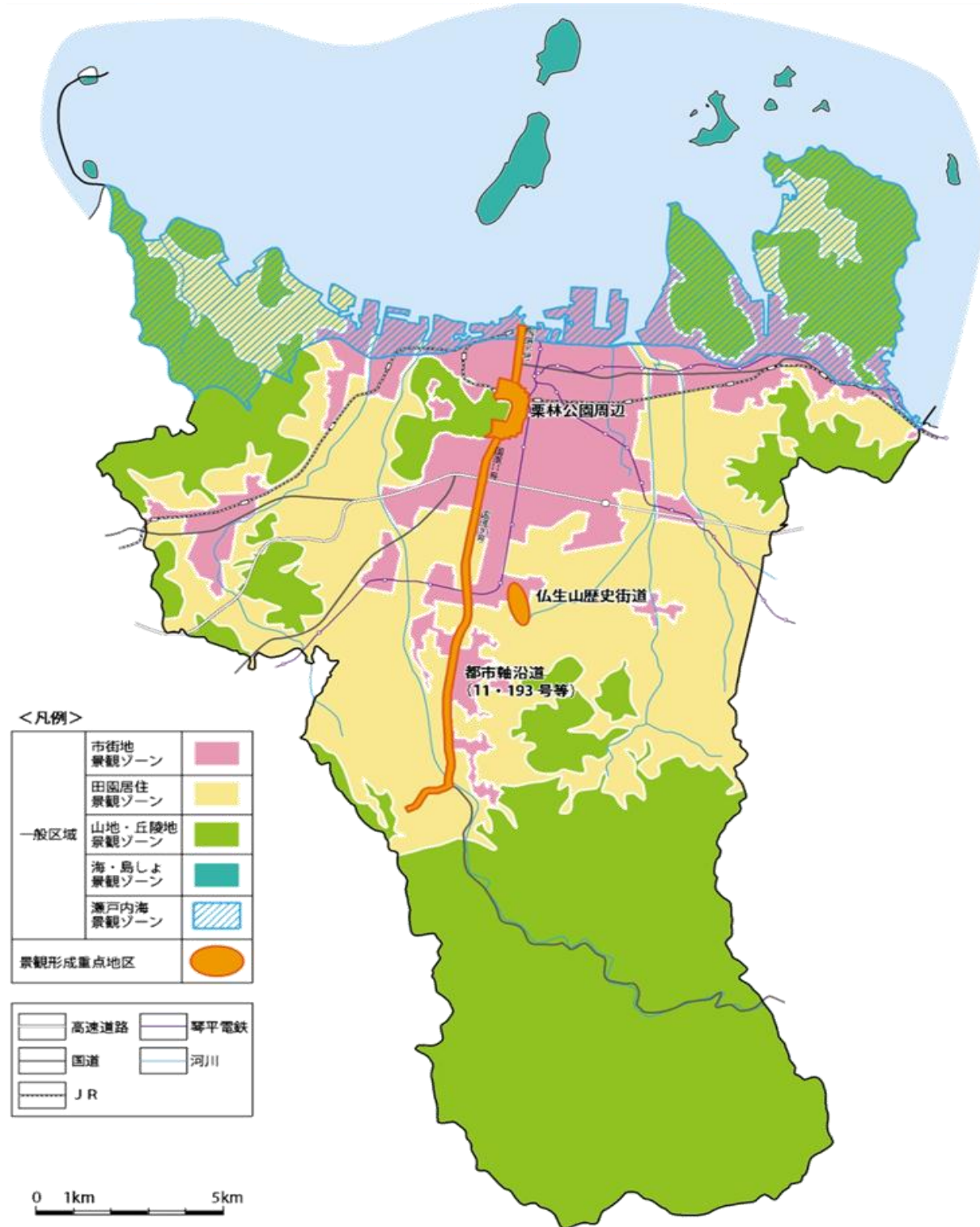


## 2 景観計画の概要(規制・誘導に関する部分)

### (1) 景観計画区域(高松市全域)

景観計画区域については、高松市全域を「一般区域」として指定するとともに、特に重要な景観資源を有する地区や良好な景観形成を誘導する必要がある地区を「景観形成重点地区」として指定しています。

■一般区域(景観ゾーン)および景観形成重点地区の位置図



### (2) 届出対象行為

地域の景観特性に配慮した良好な景観の形成を進めるため、一般区域(景観ゾーン)および景観形成重点地区ごとに届出対象行為を定め、その行為に該当するものについては、本計画に定める景観形成基準に適合していただく必要があります。

地域区分等		建築物	工作物	開発行為
		<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更	<input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12条に規定する行為
一般区域 (景観ゾーン)	市街地 用途地域(商工系)	高さが20mを超え、または延べ面積が3,000㎡を超えるもの	高さが10mを超えるもの(建築物の屋上等に設置される場合は、地盤面から10mを超え、かつ、設置面から5mを超えるもの)	<b>届出対象の適用除外となる行為</b> <input type="checkbox"/> 一戸建ての専用住宅として建築される行為(仏生山歴史街道を除く。) <input type="checkbox"/> 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為(景観法施行令第8条で定めるもの) <input type="checkbox"/> 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
	市街地 用途地域(住宅系)	高さが10mを超え、または延べ面積が1,000㎡を超えるもの		
	田園居住 山地・丘陵地 海・島しょ			
景観形成重点地区	栗林公園周辺	高さが10mを超え、または延べ面積が500㎡を超えるもの		
	都市軸沿道(11・193号等)			
	仏生山歴史街道	規模に関わらず全てのもの		

備考

- 用途地域(商工系)とは、都市計画区域内で用途地域(近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域)が指定されている地域
- 用途地域(住宅系)とは、都市計画区域内で用途地域(第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域)が指定されている地域
- 対象となる工作物とは、次に掲げるもの

- 煙突
- 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、鉄塔、その他これらに類するもの
- 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、その他これらに類するもの
- 擁壁
- 高架水槽、サイロ、物見塔、その他これらに類するもの
- 石油、ガス、穀物、飼料、その他これらに類するものを貯蔵する施設
- 門、塀、さく、垣、その他これらに類するもの
- 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋、その他これらに類するもの
- 立体駐車場

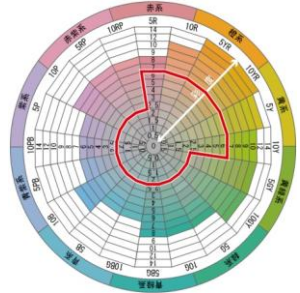
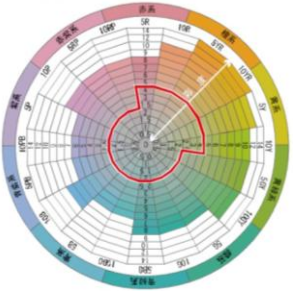
### (3) 景観形成基準

地域の景観特性に配慮した良好な景観の形成を進めるため、「一般区域（景観ゾーン）」および「景観形成重点地区」ごとに、景観形成基準を設定しています。

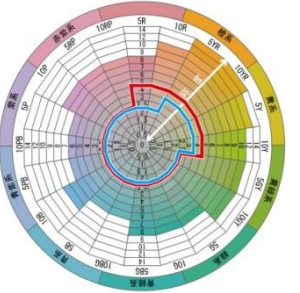
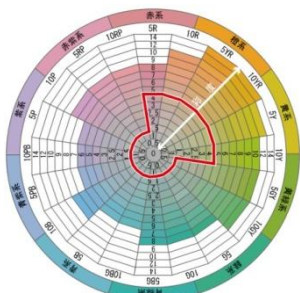
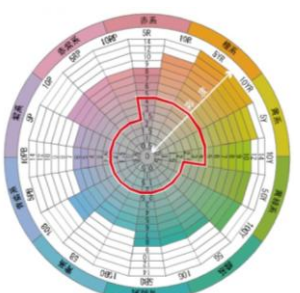
また、景観形成基準（色彩）については、定量的な基準（マンセル表色系）を導入するなど、より実行性のある規制・誘導を実施することとします。

行為区分	景観形成基準（項目）
建築物	□配置・規模 □形態・意匠 □ <u>色彩</u> □素材・材料 □附帯する設備等 □附帯する屋外広告物等 □外構・緑化等
工作物	□配置・規模 □形態・意匠 □ <u>色彩</u> □素材・材料 □屋外広告物
開発行為	

#### ■一般区域（景観ゾーン）における景観形成基準（色彩）

<p>市街地景観ゾーン</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>Y, YR, R</td><td>6以下</td><td>—</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2以下</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> 	色相	彩度	明度	Y, YR, R	6以下	—	その他	2以下	—	<p>田園居住景観ゾーン 山地・丘陵地景観ゾーン 海・島しょ景観ゾーン</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>Y, YR, R</td><td>4以下</td><td>—</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2以下</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> 	色相	彩度	明度	Y, YR, R	4以下	—	その他	2以下	—
色相	彩度	明度																	
Y, YR, R	6以下	—																	
その他	2以下	—																	
色相	彩度	明度																	
Y, YR, R	4以下	—																	
その他	2以下	—																	

#### ■景観形成重点地区における景観形成基準（色彩）

<p>栗林公園周辺</p> <p>色彩基準 1</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>Y, YR, R</td><td>4以下</td><td>—</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2以下</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>色彩基準 2（公園内から眺望される場合）</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>Y, YR</td><td>3以下</td><td>4以上</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2以下</td><td>7以下</td></tr> </tbody> </table> 	色相	彩度	明度	Y, YR, R	4以下	—	その他	2以下	—	色相	彩度	明度	Y, YR	3以下	4以上	その他	2以下	7以下	<p>仏生山歴史街道</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>Y, YR, R</td><td>4以下</td><td>—</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1以下</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> 	色相	彩度	明度	Y, YR, R	4以下	—	その他	1以下	—	<p>都市軸沿道 (11・193号等)</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>Y, YR, R</td><td>4以下</td><td>—</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2以下</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> 	色相	彩度	明度	Y, YR, R	4以下	—	その他	2以下	—
色相	彩度	明度																																				
Y, YR, R	4以下	—																																				
その他	2以下	—																																				
色相	彩度	明度																																				
Y, YR	3以下	4以上																																				
その他	2以下	7以下																																				
色相	彩度	明度																																				
Y, YR, R	4以下	—																																				
その他	1以下	—																																				
色相	彩度	明度																																				
Y, YR, R	4以下	—																																				
その他	2以下	—																																				

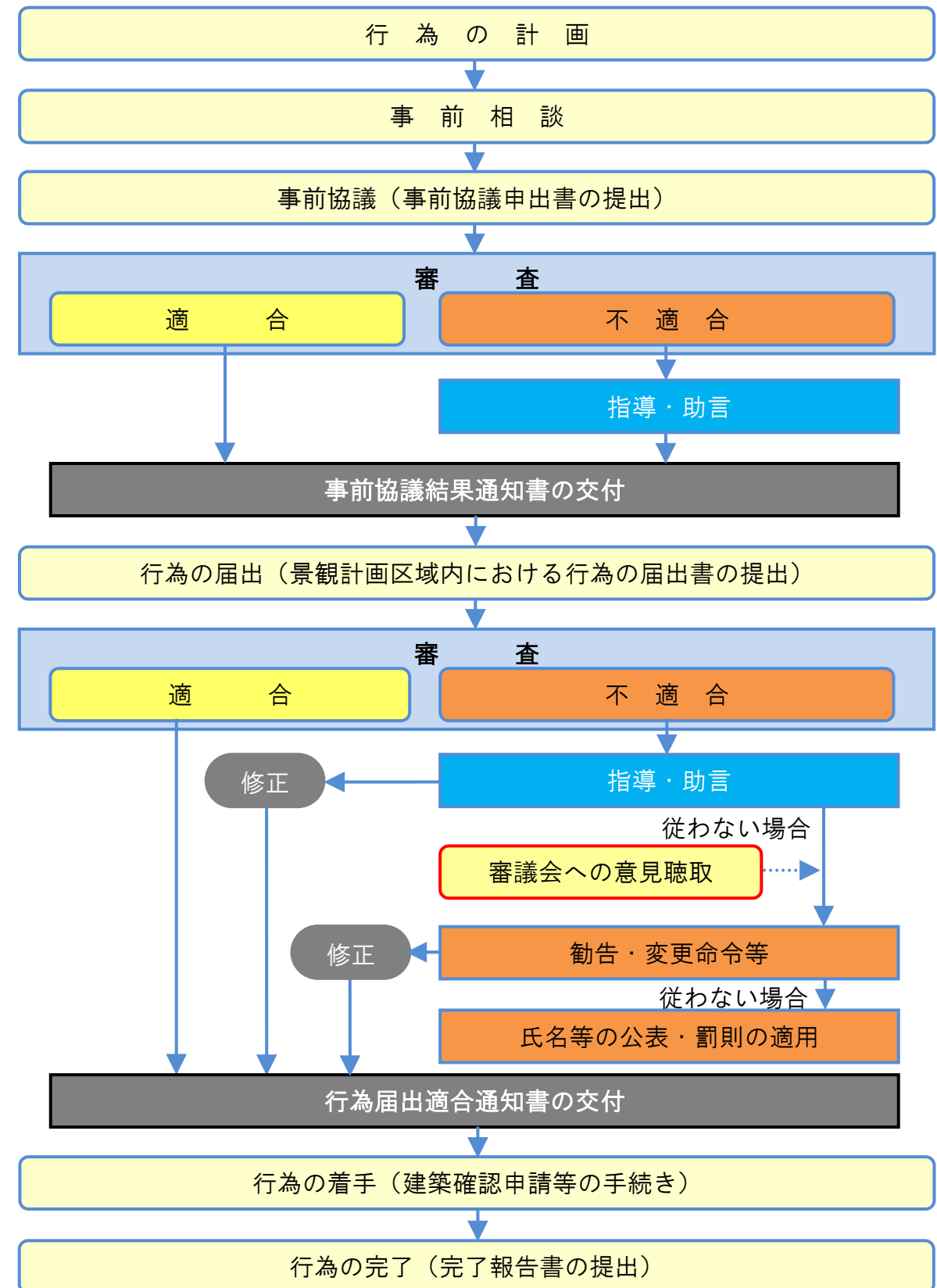
備考（色彩基準の適用除外となる行為）

- アクセント色として、建築物・工作物の各壁面の20%まで、色彩基準外の色彩を使用するもの
- 自然石や土・木材など地域固有の自然素材や伝統的素材（瓦等）に彩色を施さず使用されるもの

### (4) 届出の流れ

対象となる建築行為については、行為の計画段階から事前協議を実施するとともに、行為に着手する30日前までに行為の届出、行為の完了後には完了報告書の提出が必要となります。

また、景観形成基準に適合していない行為については、景観法の規定により勧告・変更命令等の措置を講ずることが可能となります。



## （５）屋外広告物の表示および掲出物件の設置に関する事項

屋外広告物は、市民の生活に必要な情報の提供はもとより、まちの活力やにぎわいを創出する特性を併せ持つなど、都市空間を構成するための重要な要素となりますが、無秩序に広告物が氾濫してしまうと、本来の特性が失われ、まちの景観を大きく損ねることとなります。

今後は、建築物等と一体となった良好な景観形成を推進するため、景観計画に定める、建築行為の制限内容および屋外広告物に関する行為の制限に関する基本的な事項を踏まえ、屋外広告物条例の改正に向けた検討を進めることとします。

### ■規制対象地域の見直し

屋外広告物条例の規制対象地域は、主要な幹線道路、鉄道、高松自動車道沿道や、風致地区、重要文化財・有形文化財とその敷地、国立公園等を指定している地域としており、それ以外の地域においては、規制対象地域外となっています。

景観計画の策定により、市全域における建築物等の行為の制限に併せ、屋外広告物の規制対象地域を見直し、建築物および工作物と一体的に規制・誘導を実施します。

### ■屋外広告物の色彩誘導基準の検討

屋外広告物条例において、屋外広告物の表示内容の色彩や意匠については、個人の主観により感じ方がそれぞれ異なることから、許可基準を設定せず、規制対象外となっています。

景観計画の策定に伴う一定規模以上の建築物等に対する色彩誘導基準の導入に併せ、屋外広告物についても、色彩誘導基準の導入を検討します。

### ■地域特性に応じた許可基準の見直し

現行の屋外広告物条例の許可基準は、道路種別等の区分により、屋外広告物の表示・設置できる許可基準を定めています。

景観計画で定める「市街地景観ゾーン」や「田園居住景観ゾーン」等の地域特性が異なる地域においても同一の許可基準となっていることから、それぞれの地域特性に応じ、「景観ゾーン」や「景観形成重点地区」ごとに、屋外広告物の表示面積、個数、掲出位置、色彩、照明、素材等についての許可基準を見直し、適切な規制・誘導を図ります。

### ■既存不適格広告物への適合促進

景観計画の策定に併せて、屋外広告物の規制対象地域や許可基準の見直しにより、その一部が「既存不適格広告物」としての取扱いとなることから、許可基準への適合促進に向け、屋外広告物の改修に対する補助制度等を検討します。

### ■違反広告物の減少に向けた取組強化

現在、市全域を対象に、職員による定期的なパトロールを実施し、許可基準に適合しない「違反広告物」を調査し、その「広告主」や「施工業者」に対して文書や電話での是正指導を行っています。

今後、違反広告物の減少に向け、屋外広告物に関する規制・誘導の内容等の更なる周知啓発や違反者に対する対応等を含めて検討し、建築物等に対する行為の制限と一体的な良好な景観の形成に向けた取組強化を図ります。

## （６）協働による景観形成の仕組みと体制

### ■都市計画法等を活用した良好な都市景観の形成

良好な景観形成を推進していくためには、その地域固有の景観資源や特徴を踏まえ、その地域にふさわしい適切な都市計画制度等を活用することが重要になります。

建築物等の高さの最高限度については、都市計画による高度地区の指定や地区計画制度の活用、屋外広告物に関する制限については、屋外広告物条例の見直しなどが考えられます。

これらを始め、景観計画と連携する法制度（都市計画法、建築基準法、自然公園法、文化財保護法、屋外広告物法等）を積極的に活用するとともに、良好な景観形成を総合的に推進するため、関係機関等との連携を図りながら、良好な景観形成の推進を目指します。

### ■景観審議会による審査・助言

本市では、景観審議会条例に基づき、景観行政に関する審議機関として、学識経験者や市民代表等によって構成する景観審議会を設置しています。

景観審議会において、景観計画の策定および変更、景観重要建造物・樹木の指定に関する審議等のほか、景観法に基づく勧告や変更命令前の助言等を行うなど、本市における良好な景観形成に向けた審査・助言を行います。

### ■景観デザインガイドライン（仮）の策定

景観計画に定められた届出が必要な建築物については、より周辺の景観と調和した計画となるよう、景観形成基準の解説や具体的な事例の提示により、事業者・設計者が景観形成を検討する際の参考例・工夫例として活用できる「高松市景観デザインガイドライン（仮）」を策定します。

### ■住民主体の活動支援

美しいまちづくり基本計画に基づき、多くの住民や事業者が日頃から美しいまちづくりに興味を持ち、積極的に参加できるよう、イベント等による啓発活動を行うとともに、良好な景観形成に関する継続的な情報発信に取り組みます。

良好な景観形成を目指し、活発な美しいまちづくり活動を行う市民および団体等に対して、技術的支援や助成等を行います。

### ■美しいまちづくりアドバイザー制度の活用

市民が主体となった美しいまちづくりに関する取組に対し、良好な景観形成やまちづくりに関する情報提供や地域の実情にあった専門家によるアドバイスが必要不可欠であることから、技術的な支援が可能な専門家による美しいまちづくりアドバイザー制度を積極的に活用します。

## 第2章 高松市屋外広告物条例の内容（平成10年条例第50号）

屋外広告物は、私たちに必要な情報を提供するだけでなく、周辺の建物や街並みと一体となって、都市の個性などを感じさせてくれる都市空間を構成する重要な要素となるものです。

しかし、屋外広告物が無秩序に表示・設置されてしまうと、まちの景観を損なうだけでなく、時には私たちに危害を及ぼす恐れもあります。

このようなことを未然に防止するため、高松市では「屋外広告物条例」および「屋外広告物条例施行規則」を定め、一定のルールに従って、屋外広告物の規制・誘導を行うとともに、「屋外広告物の許可制度」や「屋外広告業の登録制度」を実施し、良好な景観の形成、風致の維持および公衆に対する危害の防止を図り、美しいまちづくりの創出を目指しています。

### 1 屋外広告物・屋外広告業とは

屋外広告物とは、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条において、「常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙およびはり札ならびに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたものならびにこれらに類するものをいう。」と規定されています。

屋外広告物とは、次の4つの要件を、全て満たすものをいう。

- ① 常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの（屋内に表示する広告物は該当しません。）
- ③ 公衆に表示されるもの（閉鎖的な空間（例：駅の構内）に表示する広告物は該当しません。）
- ④ 看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの

屋外広告業とは、屋外広告物法第2条において、屋外広告物の表示または屋外広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいう。

屋外広告業とは、次の2つの営業を営むものをいう。

- ① 屋外広告物の表示を行う営業を営むもの
- ② 屋外広告物を掲出する物件の設置を行う営業を営むもの

※ 屋外広告物を制作するだけを行うものは、屋外広告業には該当しません。

### 2 屋外広告物に関するこれまでの経緯

昭和40年10月より、香川県において、「香川県屋外広告物条例」が制定され、屋外広告物に関する規制・誘導を実施していましたが、平成11年4月1日の中核市への移行に伴い、高松市に屋外広告物に関する事務が移譲され、現在、同日付けで施行した「高松市屋外広告物条例」に基づく、規制・誘導を行っています。

年月	内容	概要
昭和24年6月	屋外広告物法 制定	
昭和40年10月	香川県屋外広告物条例 制定	屋外広告物の許可制度および屋外広告業の届出制度の開始
平成10年12月	高松市屋外広告物条例 制定 (施行日:平成11年4月1日)	屋外広告物に関する権限移譲に伴い、市条例を制定
平成11年4月	中核市に移行	
平成16年6月	景観法 制定	
〃	景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 制定	景観法の施行に伴い、都市計画法、屋外広告物法その他の関係法律の整備等
平成17年6月	高松市屋外広告物条例 改正 (施行日:平成17年10月1日)	景観法の施行に伴い、屋外広告業の届出制度を登録制度に改定
平成17年9月	塩江町を編入	
〃	高松市屋外広告物条例 改正 (施行日:平成17年9月26日)	塩江町の屋外広告物に関する権限移譲
平成17年12月	高松市屋外広告物条例 改正 (施行日:平成18年1月10日)	牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町の屋外広告物に関する権限移譲
平成18年1月	牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町を編入	
平成21年12月	高松市美しいまちづくり条例 制定	
平成24年3月	高松市景観条例 制定 (施行日:平成24年7月1日)	都市景観条例を景観法に基づく条例に改正

### 3 屋外広告物の表示・設置に関する規制内容

#### (1) 規制対象地域等

幹線道路や鉄道（JR・ことでん）の沿線を『許可地域』、また、風致地区や文化財保護法により指定された地域等を『禁止地域』に指定し、屋外広告物の表示・設置を規制しています。

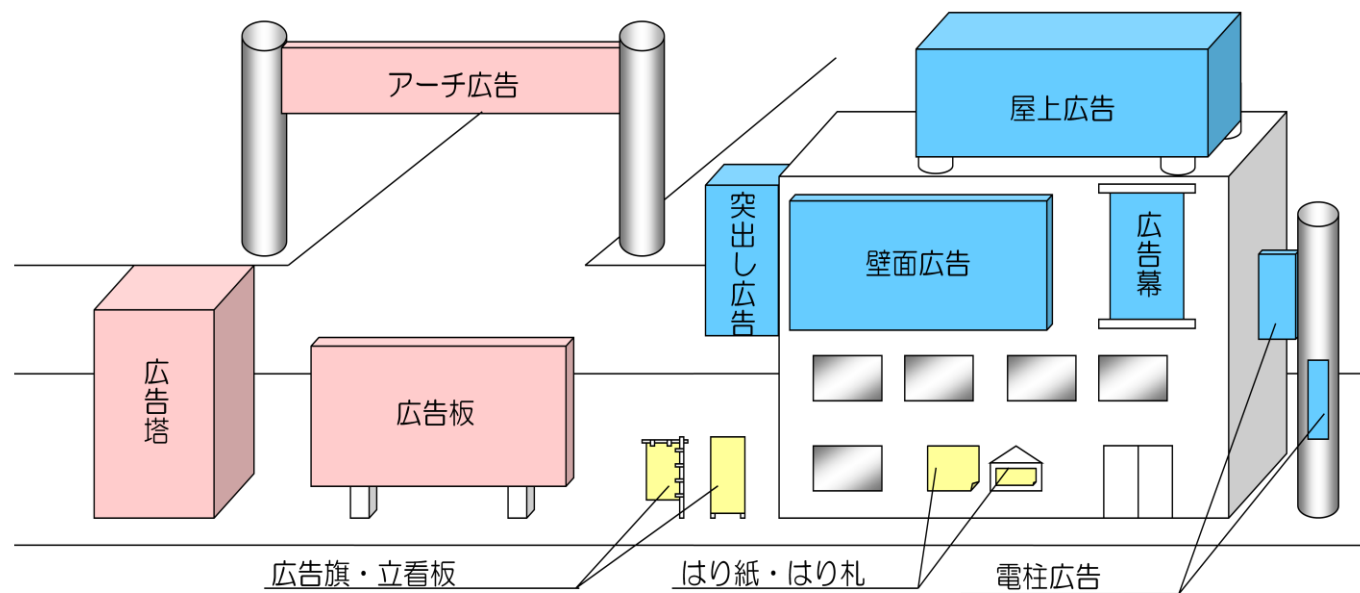
また、街路樹や道路標識等には、『禁止物件』として、屋外広告物の表示・設置を規制しています。

区分	区分内容
許可地域	…広告物の表示・設置に許可等が必要な地域 <input type="checkbox"/> 第1種許可地域（幹線道路の路端から30mの範囲） <input type="checkbox"/> 第2種許可地域（幹線道路の路端から30m～300mの範囲） <input type="checkbox"/> 第3種許可地域（高速道路の路端から100mの範囲）
禁止地域	…広告物の表示・設置が禁止されている地域 <input type="checkbox"/> 風致地区 <input type="checkbox"/> 文化財保護法により指定された地域 等
禁止物件	…広告物の表示・設置が禁止されている物件 <input type="checkbox"/> 街路樹 <input type="checkbox"/> 信号機 <input type="checkbox"/> 道路標識 <input type="checkbox"/> カーブミラー 等

#### (2) 規制対象物件

自立式の広告物を『野立広告物』、建築物や工作物の壁面や屋上等を利用する広告物を『建築物等利用広告物』、簡易な広告物を『簡易広告物』と区分しています。

区分	区分内容
野立広告物	<input type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> 広告塔 <input type="checkbox"/> アーチ広告
建築物等利用広告物	<input type="checkbox"/> 屋上広告 <input type="checkbox"/> 壁面広告 <input type="checkbox"/> 突出し広告 <input type="checkbox"/> 広告幕 <input type="checkbox"/> 電柱広告
簡易広告物	<input type="checkbox"/> 立看板 <input type="checkbox"/> はり紙 <input type="checkbox"/> はり札 <input type="checkbox"/> 広告旗

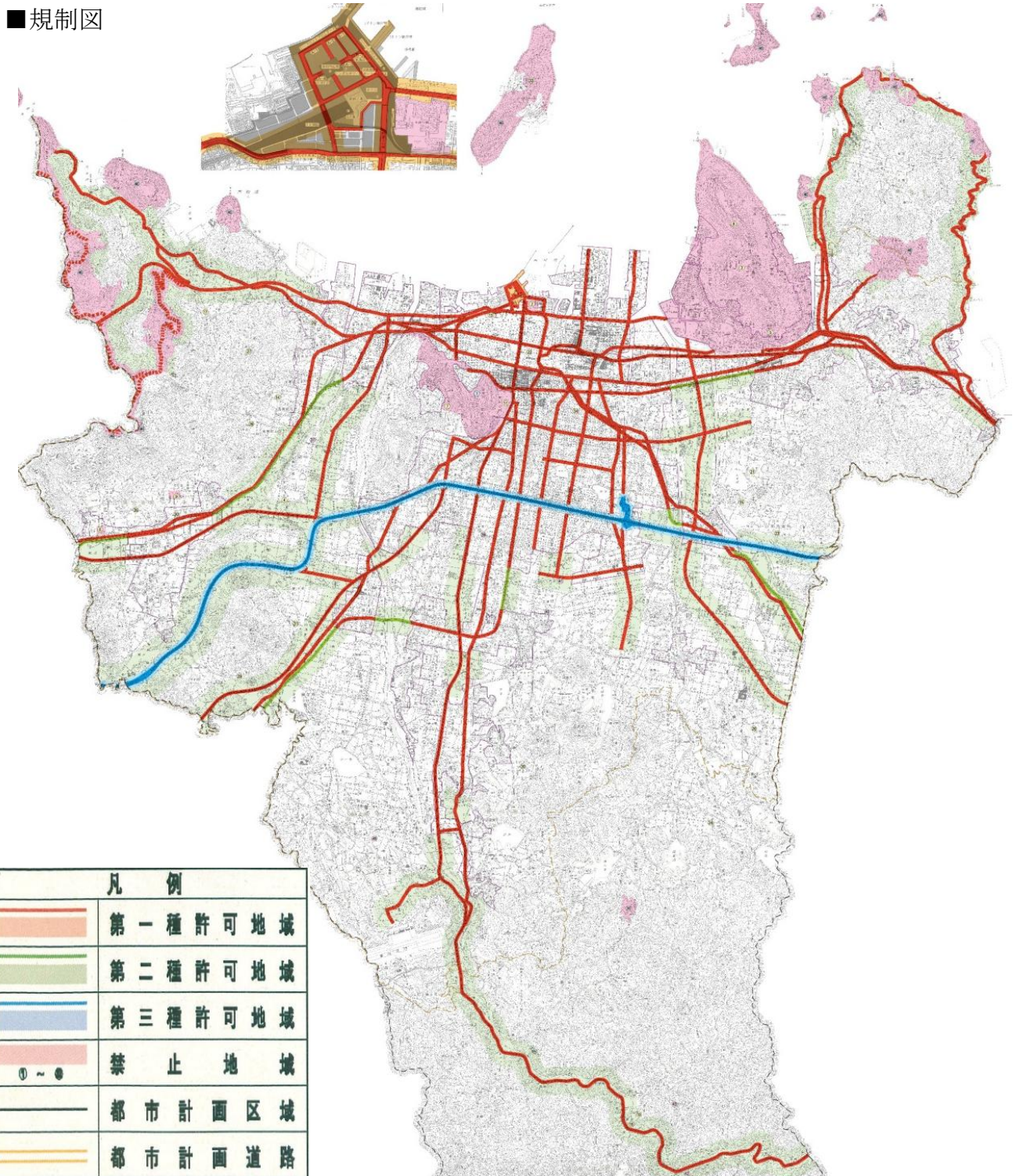


#### (3) 規制区分

屋外広告物を表示・設置する目的別に『自家用広告物』・『一般広告物』として区分して、表示・設置できる基準（許可基準）を定めています。

区分	区分内容
自家用広告物	自己の氏名、名称、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するため、自己の住所または事業所、営業所もしくは作業場に表示する広告物
一般広告物	自家用広告物以外の広告物

■規制図





#### (4) 許可基準（主なもの）

屋外広告物については、「規制対象地域」・「対象物件」・「規制区分」に応じて、その地域で表示・設置することのできる高さや表示面積等に対する許可基準を定めています。

区 分		許 可 基 準		
		自 家 用 広 告 物	一 般 広 告 物	
告 告 板	許 可 地 域	第1種	<input type="checkbox"/> 表示面積は50㎡以下 <input type="checkbox"/> 高さは15m以下	<input type="checkbox"/> 表示面積は30㎡以下 <input type="checkbox"/> 高さは5m以下 <input type="checkbox"/> 交差点から20m以上離す
		第2種	第1種と同じ基準	
		第3種	<input type="checkbox"/> 表示面積は50㎡以下 <input type="checkbox"/> 高さは12m以下	<input type="checkbox"/> 表示面積は30㎡以下 <input type="checkbox"/> 高さは5m以下 <input type="checkbox"/> 鉄道路端から50m以上離す
	禁 止 地 域	<input type="checkbox"/> 表示面積は50㎡以下 <input type="checkbox"/> 高さは12m以下	【表示・設置禁止】	
壁 面 告 告	許 可 地 域	第1種	<input type="checkbox"/> 表示面積は表示する面の1/2以下	<input type="checkbox"/> 表示面積は表示する面の1/2以下 <input type="checkbox"/> 1面に2件以内
		第2種	第1種と同じ基準	
		第3種	<input type="checkbox"/> 表示面積は表示する面の1/2以下 <input type="checkbox"/> 1面に2件以内 <input type="checkbox"/> 高さは12m以下	第1種と同じ基準
	禁 止 地 域	<input type="checkbox"/> 表示面積は50㎡以下	【表示・設置禁止】	

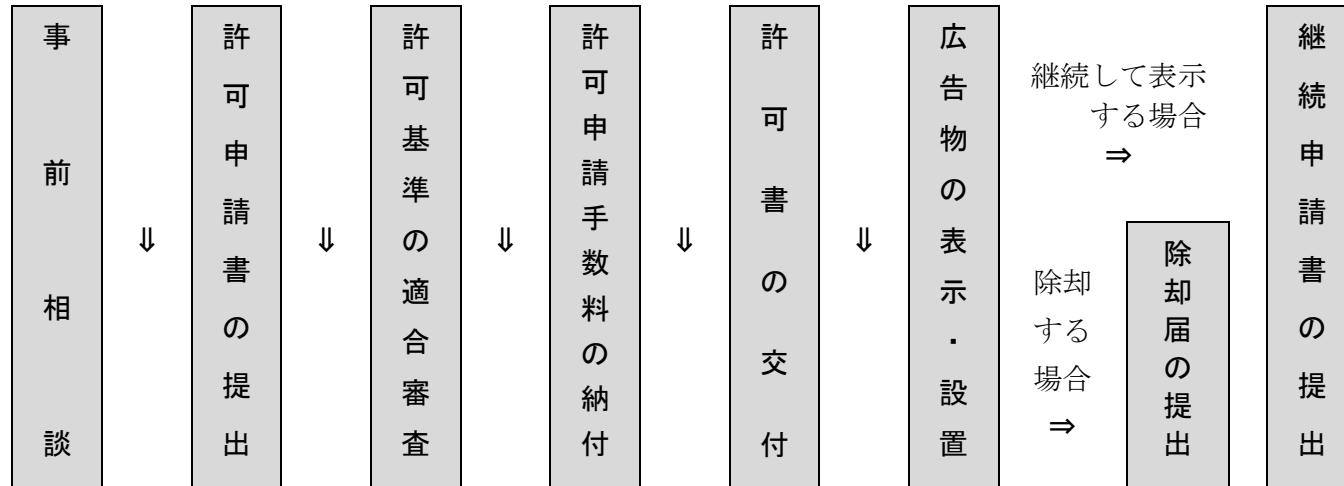
区 分		許 可 基 準		
		自 家 用 広 告 物	一 般 広 告 物	
屋 上 告 告	許 可 地 域	第1種	<input type="checkbox"/> 表示面積は400㎡以下 <input type="checkbox"/> 高さは設置する建築物の高さの2/3以下	自家用広告物と同じ基準
		第2種	第1種と同じ基準	
		第3種	<input type="checkbox"/> 広告表示面積は200㎡以下 <input type="checkbox"/> 高さは設置する建築物の高さの2/3以下	<input type="checkbox"/> 広告表示面積は100㎡以下 <input type="checkbox"/> 高さは12m以下で、設置する建築物の高さの2/3以下
	禁 止 地 域	<input type="checkbox"/> 広告表示面積は200㎡以下 <input type="checkbox"/> 高さは10m以下で、設置する建築物の高さの2/3以下	【表示・設置禁止】	
突 出 し 告 告	許 可 地 域	第1種	<input type="checkbox"/> 路面から下端までの高さは4.5m以上(歩道の場合は2.5m) <input type="checkbox"/> 路端からの出幅は0.6m以下	自家用広告物と同じ基準
		第2種	第1種と同じ基準	
		第3種	<input type="checkbox"/> 路面から下端までの高さは4.5m以上(歩道の場合は2.5m) <input type="checkbox"/> 路端からの出幅は0.6m以下 <input type="checkbox"/> 高さは12m以下	第1種と同じ基準
	禁 止 地 域	<input type="checkbox"/> 表示面積は50㎡以下	【表示・設置禁止】	

## 4 屋外広告物の表示・設置に関する許可申請

### (1) 許可申請の手続き

屋外広告物を表示・設置する場合（適用除外を除く。）には、事前に『許可申請書』を提出していただき、許可基準の適合審査後に、許可申請手数料の納付を確認の上、許可書を交付しています。

#### ■手続きの流れ



### (2) 許可期間

許可期間については、規制対象物件ごとに定めており、屋外広告物を表示・設置する日から、立看板や広告幕等については、60日以内、広告板や屋上広告、壁面広告等については3年以内と規定しています。

対象物件	許可期間
<input type="checkbox"/> 広告幕 <input type="checkbox"/> 立看板 <input type="checkbox"/> はり紙 <input type="checkbox"/> はり札 <input type="checkbox"/> 広告旗	60日以内
<input type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> 広告塔 <input type="checkbox"/> アーチ広告 <input type="checkbox"/> 屋上広告 <input type="checkbox"/> 壁面広告 <input type="checkbox"/> 突出し広告 <input type="checkbox"/> 電柱広告	3年以内

### (3) 適用除外（許可申請が不要なもの）

次に掲げる広告物の表示・設置については、許可申請を不要としています。

- 国または地方公共団体が公共的目的をもって表示するもの
- 公職選挙法等による選挙運動のために表示するもの
- 公共的団体が公共的目的をもって一時的に表示するもの
- 土地所有者等が管理目的で表示するもので、表示面積5㎡以下のもの
- 自家用広告物で、表示面積30㎡以下、高さ10m以下のもの
- 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示するもの
- 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示するもの
- 人、動物、車両、船舶等に表示するもの
- 工事現場の仮囲いに表示するもので、宣伝の用に供されていないもの

### (4) 許可申請手数料

屋外広告物については、その種別ごとに、許可申請書の審査に係る事務手数料として定めています。

種別	区分および単位	手数料の額（円）	
		照明装置:無	照明装置:有
はり紙	100枚につき	400	—
はり札	1枚につき	250	—
立看板・広告旗	1枚または1本につき	400	—
広告板、広告塔または建物、塀その他の工作物に直接塗装した広告物（表示面積当たり）	1㎡未満	900	1,500
	1㎡以上 5㎡未満	1,200	2,500
	5㎡以上 10㎡未満	1,700	3,000
	10㎡以上 20㎡未満	3,000	4,400
	20㎡以上 30㎡未満	4,700	6,200
	30㎡以上 40㎡未満	6,400	8,000
	40㎡以上 50㎡未満	8,100	9,800
	50㎡以上 60㎡未満	9,800	11,600
	60㎡以上 70㎡未満	11,500	13,400
	70㎡以上 80㎡未満	13,200	15,200
80㎡以上 90㎡未満	14,900	17,000	
90㎡以上 100㎡未満	16,600	18,800	
100㎡以上	18,300	20,600	
電柱広告	1個につき	350	—
広告幕	1枚につき	550	—
アーチ広告	1個につき	3,000	—
気球広告	1個につき	1,000	—

※変更または改造に係る許可申請手数料は、この表に規定する額の2分の1の額とします。

## 5 屋外広告業の登録に関する基準

屋外広告業の登録制度は、許可基準に適合しない違反広告物の表示・設置等を行う者に対して、営業停止等の一定の法的拘束力を有する措置を講ずるなど、適正な屋外広告物の運用や体制の構築を目的として、屋外広告物法が平成16年に改正され、登録制度が始まりました。

高松市においても、屋外広告物法の改正を受けて、17年10月より、登録制度を定める条例改正を行い、広告主等から広告物の表示・設置を依頼され、市内において屋外広告業を営もうとする者（許可申請の有無、元請、下請等の請負区分に関わらず必要）は、事前に『屋外広告業』の登録（登録期間5年、登録申請手数料10,000円）を行う必要があります。

登録期間	5年
登録申請手数料	10,000円

■屋外広告業の登録状況 (平成24年3月31日現在)

登録業者数	全 体			
	市内業者	市外業者（県内）	市外業者（県外）	合計
	308	126	211	645

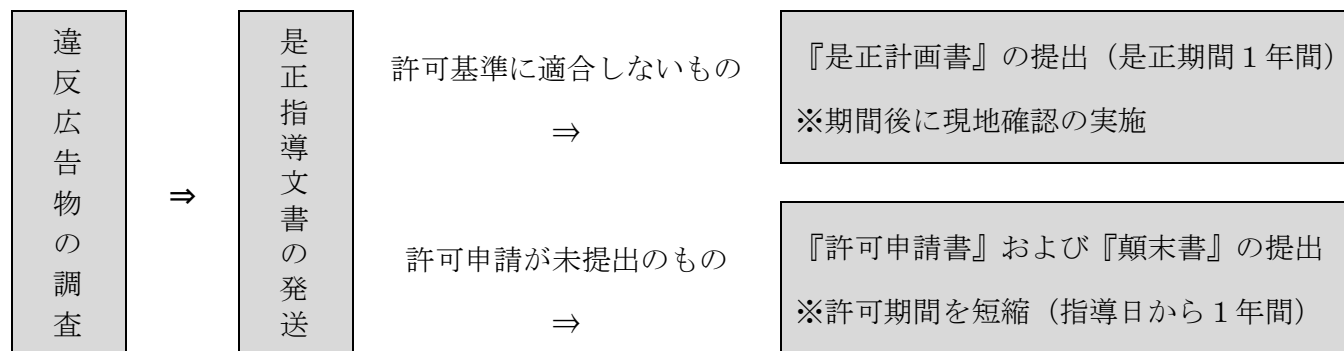
## 6 違反広告物の減少に向けた取組

違反広告物の減少に向けては、屋外広告物法および高松市屋外広告物条例に基づき、市全域を対象に職員等による定期的なパトロール等による取組を実施しています。

### (1) 是正指導

市全域を対象に、定期的なパトロールを実施することにより、許可基準に不適合や許可申請が未提出の「違反広告物」を調査し、その「広告主」や「施工業者」に対して、文書や電話での是正指導を行っています。

■是正指導の流れ



### (2) 違反広告物簡易除却活動員制度

道路上にある電柱や道路標識、街路樹等に違法に設置されている「はり紙」、「立看板」、「広告旗」などの屋外広告物について、市民の皆様の協力をいただき、「除却活動員」として任命し、定期的な除却活動に取り組んでいます。

任命団体数（人数）	23団体（193名）
-----------	------------

■違反広告物（例）



はり紙



はり札



立看板



広告旗

### (3) 周知啓発

毎年、9月1日～10日の「屋外広告美化旬間」に併せ、屋外広告物に関する周知・啓発を目的として、広報たかまつ（9月1日号）に屋外広告物に関する周知・啓発文書を掲載するとともに、香川県屋外広告美術協同組合との協働により、本庁舎に垂幕の設置や支所・出張所等にポスターを掲載しています。

### (4) 罰則

屋外広告物条例による罰則規定を定めています。

- 1年以下の懲役または50万円以下の罰金
  - ・屋外広告業の未登録または虚偽により登録を受けたもの
- 50万円以下の罰金
  - ・違反広告物に対する措置命令に違反したもの
- 30万円以下の罰金
  - ・禁止地域（第3条）または禁止物件（第4条）の規定に違反したもの
  - ・許可地域（第5条）の規定に違反して広告物を表示・設置したもの
  - ・屋外広告業の登録内容の変更を未届出または虚偽の届出をしたもの
- 20万円以下の罰金
  - ・広告物等に関する報告または資料の提出要請に対し、虚偽の報告等をしたもの
- 5万円以下の過料
  - ・屋外広告業の廃業届を怠ったもの
  - ・屋外広告業である旨の標識を掲げてないもの

### 第3章 屋外広告物の設置状況

#### 1 屋外広告物の設置状況

##### (1) 市全域における屋外広告物の設置状況について

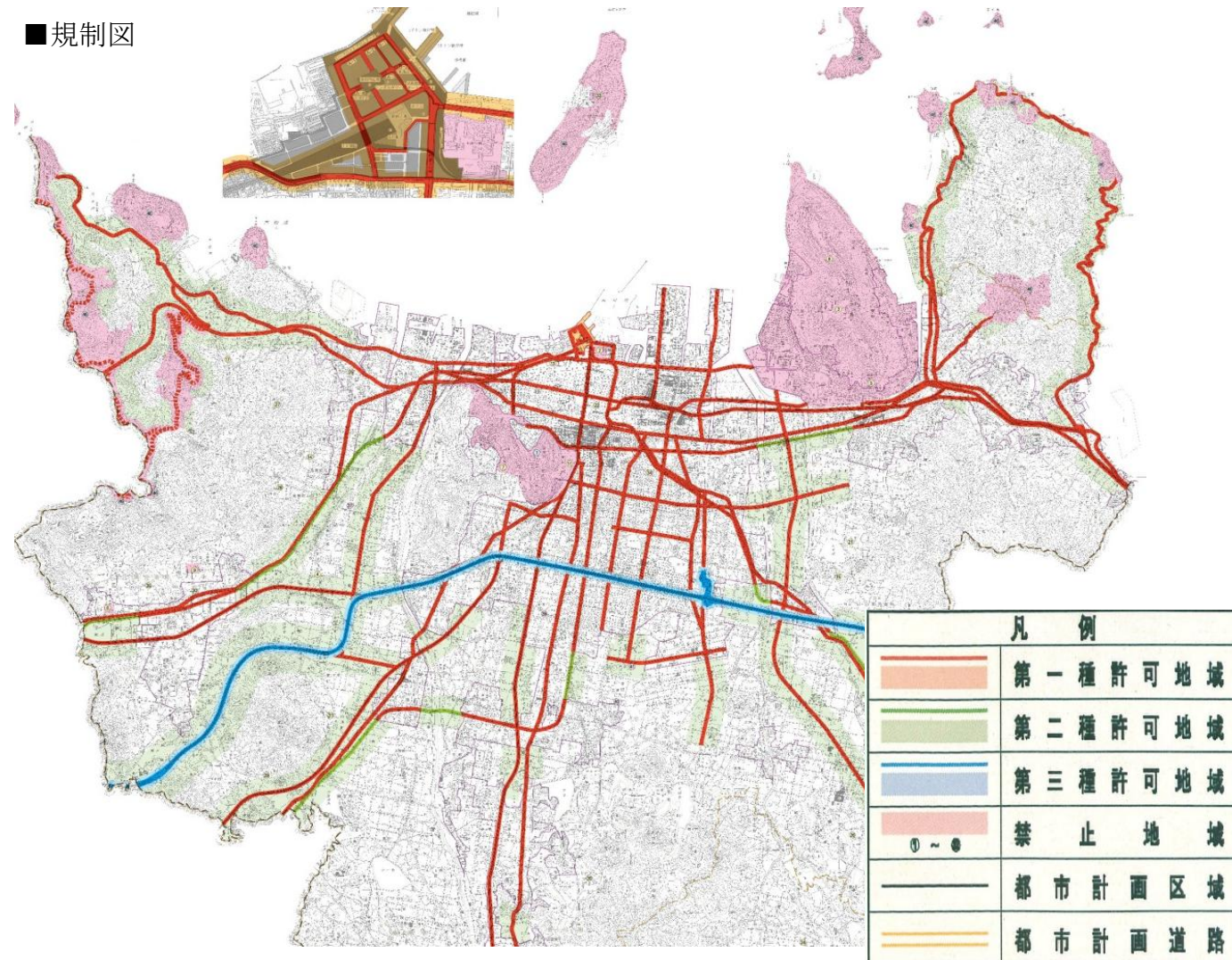
市全域における屋外広告物の約51%は規制地域外にて表示・設置されている。

■市全域の屋外広告物の表示・設置状況 (平成22年度市全域調査より)

区分	全体		自家用広告物		一般広告物	
	件数	%	件数	%	件数	%
市全域	35,070	100.00	31,820	90.73	3,250	9.27
規制地域内	17,150	48.90	15,040	42.89	2,110	6.01
規制地域外	<b>17,920</b>	<b>51.10</b>	16,780	47.84	1,140	3.26

※電柱広告および簡易広告物は除く。

■規制図



##### (2) 規制地域内における屋外広告物の設置状況について

規制地域内における屋外広告物の約17%は違反広告物が表示・設置されている状況である。また、禁止地域においても、一般広告物が約1%程度見受けられる。

■規制地域内の屋外広告物の表示・設置状況 (全体)

区分	全体		自家用広告物		一般広告物	
	件数	%	件数	%	件数	%
規制地域内	17,150	100.00	15,040	87.70	2,110	12.30
許可済	1,290	7.53	700	4.09	590	3.44
既存不適	220	1.28	140	0.82	80	0.46
違反広告	<b>2,880</b>	<b>16.79</b>	1,360	7.93	1,520	8.86
適用除外	12,980	75.68	12,980	75.68		

■規制地域内の屋外広告物の表示・設置状況 (許可地域・禁止地域別)

区分	全体		自家用広告物		一般広告物	
	件数	%	件数	%	件数	%
規制地域内	17,150	100.00	15,040	87.70	2,110	12.30
許可地域	16,500	96.21	14,480	84.43	2,020	11.78
許可済	1,270	7.41	680	3.97	590	3.44
既存不適	210	1.22	130	0.76	80	0.46
違反広告	<b>2,710</b>	<b>15.80</b>	1,280	7.46	1,430	8.34
適用除外	12,520	73.00	12,520	73.00		
禁止地域	650	3.79	560	3.27	90	0.52
許可済	20	0.12	20	0.12		
既存不適	10	0.06	10	0.06		
違反広告	<b>170</b>	<b>0.99</b>	80	0.47	<b>90</b>	<b>0.52</b>
適用除外	460	2.68	460	2.68		

表示・設置禁止

## 第4章 現行の屋外広告物条例における課題

### 1 市全域における屋外広告物の規制・誘導

#### (1) 規制対象地域外における屋外広告物の規制

現在の高松市屋外広告物条例の規制対象地域は、主要な幹線道路、鉄道、高松自動車道沿道や、風致地区、文化財保護法により指定された地域、国立公園等に指定された地域等を対象としており、それ以外の地域は、規制対象外としています。

規制対象地域外の屋外広告物については、一定規模（高さ10mを超えるもの）を超えるものについては、景観法に基づく景観条例により、工作物に該当する部分について、景観計画に適合する必要がありますが、その他の高さ、表示面積、意匠、色彩等については、規制対象外となります。

今後、景観施策の指針である「美しいまちづくり基本計画」に定める目標の実現に向け、規制対象地域を見直し、建築物等と一体的に規制・誘導を図る必要があります。

##### ■規制対象地域外の屋外広告物の状況



#### (2) 禁止地域における一般広告物の取扱

高松市屋外広告物条例において、風致地区や文化財保護法により指定された地域等については、禁止地域に指定し、一般広告物を表示・設置することができません。

しかし、その地域内における違反広告物が数多く見受けられることから、その取扱について検討する必要があります。

##### ■禁止地域における屋外広告物（一般広告物）の状況



### 2 地域特性に応じた許可基準の設定

#### (1) 都市計画制度に連携した許可基準の検討

現在の許可基準については、主要幹線道路の沿線等を基本に、第1種～第3種の許可地域および禁止地域を設定し、屋外広告物の規制・誘導を行っています。

景観計画において、その土地利用に応じた届出対象規模や景観形成基準を設定するなど、地域の景観特性に配慮したまちづくりを推進することとしており、屋外広告物についても、建築物の高さなど、都市計画制度と連携した許可基準を設定する必要があります。

##### ■郊外部における屋外広告物の状況



#### (2) 屋外広告物に色彩基準の導入

現行の屋外広告物条例では、屋外広告物の表示内容である色彩や意匠等については、個人の主観により感じ方がそれぞれ異なることから、許可基準を設定せず、規制対象外としておりましたが、その地域の景観に大きく影響を及ぼす色彩を用いた屋外広告物も数多く見受けられます。

景観計画においては、一定規模以上の建築行為については、採用できる建物の基調色の範囲を導入するなど、マンセル表色系による色彩基準を定め、その地域の景観特性に配慮したまちづくりを推進することとしており、屋外広告物についても、色彩基準の導入を検討する必要があります。

##### ■地域の景観に大きく影響を及ぼす色彩を用いた屋外広告物



### 3 既存不適格広告物への対応

本市においては、平成11年4月1日の中核市への移行に併せ、高松市屋外広告物条例を制定し、屋外広告物に関する規制・誘導を実施していますが、それ以前に表示・設置された屋外広告物については、香川県屋外広告物条例に基づく、規制・誘導が行われてきました。

当時、それまで県条例において、規制対象外であった「自家用広告物」を規制対象とするとともに、「一般広告物」についても、交差点から20m以上離れていることなど、一部、許可基準を見直しています。

県条例において、適法に表示・設置されていた広告物については、そうした許可基準の見直しにより、その一部が「既存不適格広告物」としての取扱いとなっており、現行条例への適合が課題となっています。

今後、屋外広告物の規制対象地域や許可基準の見直しにより、新たな「既存不適格広告物」としての取扱いとなることが想定されることから、許可基準への適合促進に向け、屋外広告物の改修に対する補助制度の創設等を検討する必要があります。

■平成11年以前に表示・設置されている屋外広告物（許可基準に不適合のもの）



自家用（屋上広告）  
表示面積× 高さ×



一般（広告板）  
位置×（交差点内）



一般（広告板）  
高さ× 位置×（交差点内）



一般（屋上広告）  
表示面積× 高さ×

### 4 違反広告物の減少に向けた取組

#### （1）許可申請と相違のある屋外広告物への対応

現行の屋外広告物条例に基づき、屋外広告物を表示・設置する前に、許可申請書を提出いただき、その審査後に、許可書を交付していますが、近年、職員によるパトロール時に、許可申請に記載している表示内容や面積、高さなどについて、相違のある屋外広告物が見受けられます。

必要に応じて、許可の取消しを行うとともに、広告主および施工業者への是正指導を行っていますが、今後、建築行為と同様に、完了届の提出を義務付けることにより、その実行性を担保する必要があります。

#### （2）違反広告物に対する是正指導事務の見直し

定期的なパトロール等により、許可基準に不適合や許可申請が未提出の「違反広告物」を調査し、その「広告主」や「施工業者」に対して、文書や電話での是正指導を行っています。

これまでの、是正指導では、「広告主」が屋外広告物条例に違反していることを知らないものが多く見受けられるとともに、是正指導に従わない「施工業者」も見受けられます。

今後、適法な屋外広告物の表示・設置に向け、厳格な是正指導を実施するための、是正指導マニュアル等を策定する必要があります。

#### 屋外広告物条例の改正に向けた検討のポイント

- POINT 1 市全域における地域特性に応じた規制・誘導の見直し  
(規制地域の拡大, 許可基準の見直し, 色彩基準の導入)
- POINT 2 規制・誘導の見直しに伴う既存不適格広告物への対応  
(適合促進に向けた補助制度等の検討)
- POINT 3 適法な屋外広告物の表示・設置に向けた取組  
(申請手続きの見直し, 違反者への厳格な対応)

第5章 今後のスケジュール（案）

事項	平成23年度	平成24年度											平成25年度				
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
屋外広告物条例関係																	
屋外広告物条例																	
条例改正に向けた検討事項																	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>検討事項</b></p> <p>○POINT 1 市全域における地域特性に応じた規制・誘導の見直し  <input type="checkbox"/>規制地域の拡大      <input type="checkbox"/>許可基準の見直し  <input type="checkbox"/>色彩基準の導入</p> <p>○POINT 2 規制・誘導の見直しに伴う既存不適格広告物への対応  <input type="checkbox"/>適合促進に向けた補助制度等の検討</p> <p>○POINT 3 適法な屋外広告物の表示・設置に向けた取組  <input type="checkbox"/>申請手続きの見直し    <input type="checkbox"/>違反者への厳格な対応</p> </div>					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: yellow;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">改正内容の意見募集（説明会等の開催）</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: lightblue;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">条例改正（素案）の作成</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: yellow;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">パブリック・コメントの実施</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: lightblue;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">条例改正（案）の作成</p> </div>							
景観審議会			● 第1回審議会 (5月23日)	● 第2回審議会 (7月下旬)	● 第3回審議会 (9月下旬)		● 第4回審議会 (11月下旬)		● 第5回審議会 (1月下旬)								
景観条例関係																	
景観条例	○ 条例制定			● 説明会 (6月15日)	◎ 条例施行 (7月1日)												